

# 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要領

令和2年6月22日付け2農畜機第1453号承認

令和2年6月22日付け佐畜協第06110号

公益社団法人佐賀県畜産協会

## 第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い、子牛価格が急落しており、肉用子牛生産者の生産意欲の低下による肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況にある。

このため、公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）は、畜舎の環境改善や疾病の防止等を通して経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し、奨励金を交付することとし、もって肉用牛生産基盤の安定に資するものとする。

この事業に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱」（令和2年5月29日付け2農畜機第1247号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

協会は、実施要綱第3の3の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が公表する全国平均価格が、実施要綱第3の4に定める発動基準価格を下回った場合に、肉用子牛の飼養頭数を維持することを目的として経営改善を図る肉用子牛生産者に対して、実施要綱第3の5により算出した額を奨励金として交付するものとする。

## 第3 事業の要件

### 1 交付対象者

第2に定める奨励金の交付対象となる肉用子牛生産者は、協会と肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を締結している者であって、肉用子牛の飼養頭数を維持することを目的として、次のアからエまでのいずれか2つ以上に取り組む者とする。なお、当該取組については、この事業に取り組む肉用子牛生産者が既に取り組んでいる取組も認めることとする。また、肉用子牛生産者が取組を実施した証拠書類については、各生産者で保管

することとする。

ア 畜舎環境の改善

清掃による環境改善、駆虫・防虫対策、暑熱対策・寒冷対策など畜舎環境の改善を図る取組。

イ 経営分析

経営管理研修会等への参加、経営指導機関が行う経営診断事業等の活用など経営力向上を図る取組。

ウ 子牛の疾病の防止

寄生虫の駆除剤、下痢防止剤等の投与、ワクチンの接種など子牛の疾病の防止を図る取組。

エ 繁殖雌牛又は子牛の栄養状態の改善

乳酸菌、ビタミン・ミネラル等飼料添加剤の投与、給与飼料の分析など繁殖雌牛又は子牛の栄養状態の改善を図る取組。

2 交付対象子牛

第2に定める奨励金の交付対象となる肉用子牛は、法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であって、協会が「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「運用通知」という。)第2の4の規定に基づき販売したことを確認した肉用子牛とする。また、その品種区分については、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」(平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。)第3の2の(3)のアからオまでに規定する肉用子牛(肉専用種間の交雑種の牛の取扱いについては、運用通知第2の8のなお書の規定を準用する。)とする。

3 奨励金の算出

協会は、2に定める品種区分ごとに、実施要綱第3の3の(1)に定める全国平均価格の算出の単位となる期間に販売された交付対象子牛の交付対象者別の頭数に、実施要綱別表2の1の補助単価を乗じて得られた額を合計することにより交付対象者ごとの奨励金を算出し、交付するものとする。ただし、黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種(以下「その他の肉専用種」という。)に係る奨励金の算出方法は、実施要綱別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 経営改善計画の作成

この事業に参加しようとする肉用子牛生産者は、あらかじめ別紙様式第1

号に定める経営改善計画を作成し、協会に提出するものとする。

なお、経営改善計画には、第3の1のア～エに定める取組について記載するものとする。

## 2 事務の委託

協会は、施行通知第3の5の(7)の農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が佐賀県知事の承認を受けたもの(以下「農協等」という。)に、事務の一部を委託して実施することができるものとする。この場合、協会は別紙様式第2号の「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託契約書」により農協等と事務委託契約を締結するものとする。

## 3 事務の再委託

協会と事務委託契約を締結した農協等は、受託した事務を自ら実施するものとする。ただし、施行通知第3の5の(7)に基づき協会が都道府県知事の承認を受ける際、再委託先として併せて承認を受けたものに、肉用子牛生産者が作成した経営改善計画のとりまとめ事務を再委託することができるものとする。この場合、再委託する者は再委託先と別紙様式第2号に準じて作成した事務委託契約又は覚書等を取り交わすこととし、協会にその写しを提出するものとする。

## 第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

## 第6 奨励金の交付

協会は、機構から実施要綱第5の規定により補助金の交付を受けた場合は、これを遅滞なく交付対象者に交付するものとする。

## 第7 奨励金の返還

第2に係る奨励金を受けた肉用子牛生産者は、事業要件に反した場合は、交付された当該奨励金を協会に返還するものとする。

## 第8 その他

協会の長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

## 附則(令和2年6月22日付け佐畜協第06110号)

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

## 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業経営改善計画

年 月 日

公益社団法人佐賀県畜産協会  
会長 殿

氏 名 印  
生産者補給金交付契約者番号  
〇〇〇〇〇〇

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業について、要領第4の1の規定に基づき提出します。  
なお、肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施に努めること及び本事業の要件に違反した場合には、  
交付された奨励金を返還することを誓約します。

## &lt;取組項目チェックシート&gt;

項目	チェック欄	取組内容
ア 畜舎環境の改善	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	清掃による環境改善（畜舎、換気扇の清掃等） 駆虫・防虫対策（駆虫剤の散布、防虫ネットの利用等） 暑熱対策・寒冷対策（寒冷紗、扇風機、ヒーターの利用等） その他（ ）
イ 経営分析	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	経営管理研修会等への参加 経営指導機関が行う経営診断事業等の活用 その他（ ）
ウ 子牛の疾病防止	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	寄生虫の駆除剤、下痢防止剤等の投与 ワクチンの接種 その他（ ）
エ 栄養状態の改善 (繁殖雌牛・子牛)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	飼料添加剤の給与（乳酸菌、ビタミン・ミネラル等） 給与飼料の分析 その他（ ）

(注) アからエまでのうち2つ以上の項目にチェックすること。(同一項目のみに2つ以上は不可)

## 別紙様式第2号

### 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託契約書

公益社団法人佐賀県畜産協会会長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要領(以下「実施要領」という。)第4の2の規定に基づく事務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

#### (委託事務の内容)

第1条 甲が乙に対して委託する事務は、次のとおりとする。

(1) 経営改善計画の取りまとめ

実施要領第4の1の経営改善計画をとりまとめて甲に提出すること。

(2) 指導

肉用子牛生産者に対してこの事業の趣旨の周知徹底を図るために必要な指導を行うこと。

(3) 報告

その他、甲が必要とする事項について報告を求めた場合は、速やかに報告すること。

#### (再委託の制限)

第2条 乙は、甲から受託した事務を自ら実施するものとするものとし、その全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、乙が肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業における事務委託先として佐賀県知事の承認を受ける際、再委託先として併せて承認を受けたものに、前条(1)に定める事務を委託し又は請け負わせることができるものとする。

#### (事務委託費)

第3条 甲は、乙に対し、乙が第1条の委託事務に要する経費に充てるために、事務委託費を支払うものとする。

2 事務委託費の支払の方法等は、別添の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費支払要領に定めるところによるものとする。

3 乙は、前条の規定に基づき再委託をする場合は、再委託先が委託事務を実施するために必要な経費を支払うことができるものとする。

#### (損害賠償)

第4条 乙が、故意又は過失によりこの契約に違反したことにより、甲又は交付対象者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号に該当する場合又は甲の業務上必要があると認められた場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、前条の損害を、甲又は交付対象者に与えたとき。
  - (2) 乙が、正当な事由によらないで契約の全部若しくは一部を履行しないとき。
  - (3) 乙が、清算又は合併等によりこの契約による受託事務を遂行することが不可能になったとき。
  - (4) 乙が、契約の解除を解除希望期日の1か月前までにその理由を添えて甲に申し出たとき。
- 2 前項第1号、第2号及び第3号により、甲がこの契約を解除したことによって生ずる、奨励金交付に係る交付対象者の不利益については、乙がその損害を賠償しなければならない。

(機密保護)

第6条 乙は、受託事務の実施により知り得た甲の秘密又は調査の結果を、甲の承諾を得ずして他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならないものとする。

(個人情報取扱い)

第7条 乙は、受託事務の実施に当たり取得、保有等した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)ほか関係法令等に準じて適切に取り扱うものとする。

- 2 乙は、甲の承諾を得ずして前項に規定する個人情報を受託事務の範囲外の加工、利用、複製、複製をしてはならないものとする。

(調査)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の受託事務の実施状況、事務委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。受託事務の終了後においても同様とする。

(疑義の解決)

第9条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。なお、その場合は、必要に応じて交付対象者の意見を求めるものとする。

(契約の期間)

第10条 この委託契約書は、令和2年 月 日から令和 年 月 日までの契約期間とする。

(管轄裁判所の合意)

第11条 この契約に関して、第9条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者(甲) 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

受託者(乙) 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

乙の事業所

住 所  
名 称

(注：必要に応じ担当部署等を記載)

別添

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費支払要領

(要旨)

第1 公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「協会」という。）が優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第3条第2項に定める事務委託費（以下「事務委託費」という。）の支払の手続については、この要領によるものとする。

(事務委託費の支払の相手方)

第2 協会が事務委託費を支払う相手方は、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）第4の2に定める者であって、委託契約書を締結した者（以下「受託者」という。）とする。

(事務委託費の額の決定)

第3 協会は、受託者に支払う事務委託費の額については、経営改善計画の提出者数1者当たり120円以内において定めるものとする。

(事務委託費の支払)

第4 協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して事務委託費の概算払をすることができるものとする。

2 受託者は、前項の規定により概算払を受けようとする場合は、別紙1の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費概算払請求書を協会に提出するものとする。

3 受託者は、委託された事務が完了した日から10日以内に、別紙2の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費精算報告書を協会に提出するものとする。

(事務委託費の返還)

第5 協会は、受託者が実施要領及び委託契約書の規定に違反したときは、事務委託費の全部又は一部を交付せず、又は交付した事務委託費の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の整備保管)

第6 受託者は、事務委託費に係る関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は事務委託契約書の委託事務が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。



(別紙1)

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費概算払請求書

番 号  
年 月 日

公益社団法人佐賀県畜産協会

会 長 殿

(受託者) ○○○○ 印

令和 年度において、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費支払要領第4の2の規定に基づき、下記のとおり貴協会の委託事務に係る事務委託費円を概算払請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 振込先金融機関名等

金融機関名 銀行 支店

預金の種類

口座番号

口座名義

(別紙2)

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費精算報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人佐賀県畜産協会

会 長

殿

(受託者)

印

令和 年度において、下記のとおり優良肉用子牛生産推進緊急対策事業に係る委託事務を実施したので、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業事務委託費支払要領第4の3の規定に基づき報告します。

(また、併せて精算額 円を請求します。)

記

1 実績額

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業における経営改善計画の取りまとめ  
に要する経費等 円

2 精算額

(単位：円)

実績額①	概算払額②	精算額 (①－②)

3 振込先金融機関名等

金融機関名

銀行

支店

預金の種類

口座番号

口座名義